

2008年11月01日
(2010年5月3日訂正)

ベルリン日本商工会
Charlottenstr.10,14109 Berlin
Tel.030 803 6070 / Fax.030 803 8905
e-mail: jihv-berlin@jap-schule-berlin.de

ベルリンの滞在許可証取得と健康保険について

ベルリン滞在のための滞在許可証はベルリン州が出すもので、申請者のそれぞれの事情により、滞在許可証取得のための必要書類は、異なる場合があることは、在ドイツ日本国大使館のホームページの領事情報の中で述べられているとおりです。

ベルリンの滞在許可証取得については、当会は会員各社に2007年3月2日付けにてお知らせしておりますが、今年2008年の春(4月)から当地の滞在許可証の新規・延長の申請に際し、健康保険について、それ以前と異なって、ドイツのプライベート保険に加入することが必要だと指摘される例が何回かありました。

ベルリン日本商工会は、この件でベルリン外人局と何回か会合を持ち、現在下記のことを確認しております。

08年4月2日付で外人局が公表し、申請者に配布した「滞在許可証 (Aufenthaltstitel) の新規申請と延長の際に必要な健康保険についての注意書き (Merkblatt)」と「証明書 (Bescheinigung)」が、08年12月3日付けで変更されて、新しく公表されております。それらは、次のベルリン外人局のホームページに掲載されております。

http://www.berlin.de/imperia/md/content/labo/auslaenderangelegenheiten/merkblatt_krankenersicherungsschutz.pdf

4月と12月との大きな違いは、ドイツのプライベート保険に加入することのルールが、ベルリンでの滞在が一定期間であることを証明できれば、緩和されていることです(一定期間とは5年未満の滞在と口頭で説明を受けています)。

滞在許可証を新規申請・延長する方のおられる会員各社は、事前にベルリン外人局の担当者と健康保険に関しても十分協議されますようお願いいたします。

その際、日本の公的保険に引き続き加入している方や、海外旅行保険に加入されている方は、その旨を当局にきちんと説明されることをお勧め致します。

なお、ご質問等がございましたら、上記商工会事務局までお願い致します。

以上